#### 附則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

、銀行法第十四条の二の規定に基づき、 銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準

### )一部改正に伴う経過措置)

外営業拠点等(新銀行流動性比率告示第九条第一項第四号に規定する海外営業拠点等をいう。以下この項及び次項において同じ。 国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、 る流動性に係る健全性を判断するための基準(以下この項及び次項において「新銀行流動性比率告示」という。)第八十九条の規定にかかわら 銀行は、 当分の間、 当該銀行又はその連結子法人等 第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、 (新銀行流動性比率告示第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。 当該海外営業拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができ 銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定 次項において同じ。)の海 )が所在する

2 ものを含む。 定にかかわらず、銀行は、 当分の間、 以下同じ。) 新銀行流動性比率告示第九十二条(第一号に係る部分に限る。)、第九十三条及び第九十四条 当該銀行又はその連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率 を、次の各号に掲げる資産のうち当該海外営業拠点等が計上するものについて適用することができる。 (第二号に係る部分に限る。 <u>)</u> 規

# 新銀行流動性比率告示第九十二条第一号に掲げる資産

新銀行流動性比率告示第九十三条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない

## 一 新銀行流動性比率告示第九十四条第二号に掲げる資産

3 前二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける銀行がその旨を注記した場合に限り、適用する。

る流動性に係る健全性を判断するための基準であって、 (銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、 銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定め 銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部改正に伴う経過措置

営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、 当分の間 第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、 銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経 銀行の経営の健全性の判断のために参考と

告示第八条第一項第四号に規定する海外営業拠点等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が所在する国又は地域におけるデリバティブ なるべきもの 資産の額の算出の方法を、 (新持株流動性比率告示第一条第十二号に規定する銀行持株会社等をいう。 (以下この項及び次項において「新持株流動性比率告示」という。) 第八十七条の規定にかかわらず、銀行持株会社は、 当該海外営業拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる。 次項において同じ。)の海外営業拠点等 (新持株流動性比率 銀行持株

- 産のうち当該海外営業拠点等が計上するものについて適用することができる。 にかかわらず、銀行持株会社は、 当分の間、 新持株流動性比率告示第九十条(第一号に係る部分に限る。)、 銀行持株会社等の海外営業拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率を、 第九十一条及び第九十二条 (第二号に係る部分に限る。) 次の各号に掲げる資 の規定
- 新持株流動性比率告示第九十条第一号に掲げる資産
- 新持株流動性比率告示第九十一条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない
- 三 新持株流動性比率告示第九十二条第二号に掲げる資産
- 3 (信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、 前二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける銀行持株会社がその旨を注記した場合に限り、 信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基 適用する。

準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置

第四条 告示第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。次項において同じ。)の海外拠点等(新信金流動性比率告示第九条第一項第四号に規定する 等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる。 海外拠点等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が所在する国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、 流動性比率告示」という。)第九十条の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその連結子法人等 合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準 当分の間、 第●条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、 (以下この項及び次項において (新信金流動性比率 当該海外拠点 信用金庫連 「新信金

当分の間、 次の各号に掲げる資産のうち当該海外拠点等が計上するものについて適用することができる。 新信金流動性比率告示第九十三条 信用金庫連合会は、 当該信用金庫連合会又はその連結子法人等の海外拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入 (第一号に係る部分に限る。)、 第九十四条及び第九十五条 (第 一号に係る部分に限る。

2

- 一 新信金流動性比率告示第九十三条第一号に掲げる資産
- 新信金流動性比率告示第九十四条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない

#### 資産

- 三 新信金流動性比率告示第九十五条第二号に掲げる資産
- 3 前 一項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける信用金庫連合会がその旨を注記した場合に限り、 適用する。

ための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正に伴う経 (金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断する

### 、以才量/

第五条 指定親会社は、最終指定親会社等(新最終指定親会社流動性比率告示第一条第十二号に規定する最終指定親会社等をいう。次項において同じ。 性の状況を表示する基準 用することができる じ。)が所在する国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、当該海外営業拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適 及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全 の海外営業拠点等 当分の間、 第●条の規定による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、 (新最終指定親会社流動性比率告示第八条第一項第四号に規定する海外営業拠点等をいう。以下この項及び次項において同 (以下この項及び次項において「新最終指定親会社流動性比率告示」という。) 第八十七条の規定にかかわらず、 最終指定親会社が当該最終指定親会社

- 各号に掲げる資産のうち当該海外営業拠点等が計上するものについて適用することができる 当分の間、新最終指定親会社流動性比率告示第九十条 の規定にかかわらず、最終指定親会社は、 最終指定親会社等の海外営業拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率を、 (第一号に係る部分に限る。)、第九十一条及び第九十二条(第二号に係る部分に限る 次の
- 一 新最終指定親会社流動性比率告示第九十条第一号に掲げる資産
- 新最終指定親会社流動性比率告示第九十一条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上 約のない資産
- 三 新最終指定親会社流動性比率告示第九十二条第二号に掲げる資産

3

前 一項の規定は、 これらの項の規定の適用を受ける最終指定親会社がその旨を注記した場合に限り、 適用する。